

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和3年11月26日

金曜日

第4866号

## 目次

### 告示

○保安林の指定施業要件の変更	1
○保安林の指定予定	2
○保安林の指定予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示	3
○遊漁規則の変更の認可	

~~~~~  

## 告 示

  
~~~~~

### 富山県告示第462号

保安林の指定施業要件の変更について

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月26日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県滑川市本江字御花山59から63まで、64の甲、64の乙、66、67、69から80まで、81の甲、81の乙、東福寺野字小杉谷1、2、3の甲、3の乙、4の甲、4の乙、5から7まで、8の甲、8の乙、9の甲、9の乙、193、194の甲、194の乙、195の1、195の3、197の1、197の3から197の5まで、199、548の3、549から552まで、563、567、567の2、572、573、字八束原511、512、512の2、514の1、514の2、515の1、515の2、515の乙、516から518まで、518の乙、518の丙、519の甲、519の乙、520、520の2、521の1、521の2、521の甲、522、523の乙、524、525、526の1、526の2、527の1、527の3、527の5、527の甲2、527の乙、528、529の1、529の3、538、538の2、540

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び滑川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第463号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和3年11月26日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬字西山29（次の図に示す部分に限る。）

### 2 指定の目的

水源のかん養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第464号**

保安林の指定予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定をする予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を入善町役場に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和3年11月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定予定に係る保安林の所在場所  
富山県下新川郡入善町春日 665番
- 2 所在が不分明である通知の相手方  
小城定次郎、西田吉五郎
- 3 通知の内容

1の森林について、令和3年11月8日富山県告示第447号で告示したとおり保安林の指定をする予定である。

- 4 森林法第189条による掲示

令和3年11月12日から入善町役場に掲示した。

**富山県告示第465号**

遊漁規則の変更の認可について

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、令和3年11月16

日付けで遊漁規則の変更の認可をした漁業権者の名称その他の事項は、次のとおりであるので、同条第7項の規定により公示する。

令和3年11月26日

富山県知事 新 田 八 朗

漁業権の 免許番号	漁業権者の住所及び名称	認可に係る 変更の内容	変更後の遊漁規則の 施行の日
内共第11号	富山市八尾町井田 991番地 3 婦負漁業協同組合	別記1	令和3年12月1日
内共第12号	同上	別記2	同上

別記1

婦負漁業協同組合内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条第1項(1)の表中

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣（餌釣を含む。）	1年	3,000円
		1日	3,000円
	友釣	1年	6,000円
やまめ、いわな	竿釣	1年	3,000円
さくらます	手釣・竿釣	1年	9,000円

を

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣（餌釣を含む。）	1年	3,000円
		1日	3,000円
	友釣	1年	6,000円
やまめ、いわな	竿釣	1日	1,000円
		1年	3,000円
さくらます	手釣・竿釣	1年	9,000円

に改める。

## 別記2

婦負漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条第1項(1)の表中

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな、こい	竿釣	1年	3,000円

を

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな、こい	竿釣	1日	1,000円
		1年	3,000円

に改める。

